

投票所一覧

投票区名	投票場所	区域	投票区名	投票場所	区域
第1投票区	沼田市立沼田小学校屋内運動場	東倉内町、西倉内町、柳町	第19投票区	堀廻町構造改善センター	宇楚井町、原町、堀廻町、大釜町
第2投票区	高橋場町住民センター	高橋場町	第20投票区	石墨町多目的集会所	石墨町、戸神町
第3投票区	東原新町会館	桜町、東原新町	第21投票区	硯田町公民館	白岩町、硯田町
第4投票区	上原町区民館	上原町	第22投票区	沼田市外二箇村組合衛生センター	恩田町、井土上町
第5投票区	群馬県立沼田高等学校第二体育館	材木町、西原新町、上之町	第23投票区	上川田町住民センター	上川田町
第6投票区	坊新田町公民館	馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町	第24投票区	沼田市川田公民館	下川田町、篠尾町、今井町
第7投票区	下町住民センター	榛名町、清水町、薄根町	第25投票区	屋形原町農村婦人の家	屋形原町
第8投票区	沼田市立升形小学校屋内運動場	戸鹿野町、新町、栄町	第26投票区	旧沼田市立川田小学校岩本分校	岩本町
第9投票区	沼田市利南公民館	沼須町、上沼須町	第27投票区	沼田市白沢支所	高平(塩水の一部を除く)、生枝、平出(堰巾・前大反・後大反)、上古語父(道祖神の一部)
第10投票区	沼田市立利南東小学校屋内運動場	下久屋町(1地区・2地区)、上久屋町	第28投票区	尾合集会所	岩室、尾合、平出(堰巾・前大反・後大反・狐塚・高岩を除く)
第11投票区	沼田市水道会館	下久屋町(3地区・4地区・5地区)、久屋原町	第29投票区	上古語父集会所	上古語父(道祖神の一部を除く)、下古語父、高平(塩水の一部)、平出(狐塚・高岩)
第12投票区	横塚町公民館	横塚町	第30投票区	沼田市利根支所	追貝、大楊、高戸谷
第13投票区	沼田市池田公民館	中発知町、発知新田町、下発知町	第31投票区	平川集落センター	千鳥、平川
第14投票区	佐山町南部生活改善センター	佐山町	第32投票区	大原集会所	老神、穴原(島古井)、大原、園原
第15投票区	上発知町生活改善センター	上発知町	第33投票区	南郷集会所	穴原(島古井を除く)、柿平、小松、日向南郷、日影南郷、青木、砂川(八軒家を除く)
第16投票区	岡谷町生活改善センター	岡谷町	第34投票区	根利集会所	根利
第17投票区	奈良町農事研修所	奈良町、秋塚町	第35投票区	多那地区コミュニティセンター	輪組、多那、石戸新田、二本松、砂川(八軒家)
第18投票区	沼田市薄根公民館	下沼田町、善桂寺町、町田町			

不在者投票

- 他市町村に滞在している人
- 投票する資格があつて他市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。事務に時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。
- 指定施設での不在者投票
- 県選挙管理委員会が指定した施設(市内では沼田病院・利根中央病院・内田病院・沼田脳神経外科循環器科病院・大誠苑・恵寿の園・介護老人保健施設とね・愛宕老人ホーム・花の苑・ゆうハイムくやはら・特別養護老人ホームくやはら・沼田警察署)に入院、または入所している人は要件を満たせば、施設内で不在者投票ができます。
- 郵便等による不在者投票
- 体が不自由で投票所に行けない人のうち、重度の障がいのある人や介護保険において要介護度5である人に限り「郵便等による不在者投票」ができます。この制度の利用には、前もって市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。対象者は下表のいずれかに該当し、自書できる人です。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢・体幹・移動機能の障害	○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○		○
	肝臓・免疫の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢・体幹の障害	○	○	○	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

また、郵便等による不在者投票ができる人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が一級と記載されている人、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。

郵便等による不在者投票は、4月18日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙等を請求する必要がありますので、早めに手続きしてください。



投票日

4月22日(日)

市長選挙
市議会議員補欠選挙

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎内線 3 2 1 7

任期満了に伴う市長選挙と、欠員による市議会議員補欠選挙が、4月15日(日)告示、4月22日(日)投票の日程で行われます。

この選挙は、私たちの暮らしに最も身近で、今後の市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。皆さん忘れずに投票しましょう。

投票時間 4月22日(日)午前7時～午後7時

※平川集落センターと根利集会所は午後6時まで

投票所 市内35カ所(3ページの投票所一覧をご覧ください)

期日前投票 4月16日(月)～21日(土)午前8時30分～午後8時

期日前投票所 市役所市民ホール、白沢支所ロビー、利根支所ロビー

投票できる人

- 日本国籍を有し、次の要件を満たす人。
- ▼平成12年4月23日以前に生まれた人
- ▼今年の1月14日以前から、本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ▼選挙人名簿登録されている人
- ※4月1日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。投票日までには他市町村へ転出した人は投票できません

投票所入場券

世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かない場合や紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

期間 4月16日(月)から21日(土)までの午前8時30分～午後8時

場所 市役所市民ホール／白沢支所ロビー／利根支所ロビー

代理投票と点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は、申し出により投票所の係員が代わって記載し投票できます。

また、目の不自由な人は、点字で投票できます。

開票

開票は、投票日の4月22日(日)午後8時15分から沼田小学校屋内運動場で行います。

投票状況と開票結果は市ホームページに随時掲載します。

立候補届け出受け付け

とき 4月15日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所北庁舎3階第二・三会議室

選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を、4月19日(木)の新聞折り込みで各世帯に配布する予定です。新聞未

購読者は、各町区長宅や下川田町、南郷地区委員宅、市役所や支所などの市関係施設などに設置していますので、ご覧ください。また、希望者には郵送します。選挙管理委員会に連絡してください。

インターネット等を利用した選挙運動

▽有権者

有権者は、ウェブサイトなど(ホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

▽候補者・政党など

候補者・政党などは、ウェブサイトなどや電子メールを利用した選挙運動ができます。

注意

- ・ウェブサイトなどには、電子メールアドレスなどを表示することが義務付けられます
- ・選挙運動は、告示日から投票日の前日までしか行うことができません
- ・満18歳未満の人は選挙運動をすることができません